



2021.7.1 No.711

6月9日、中之条ガーデンズ・ローズフェア。
見頃をむかえたバラの香りに笑顔がこぼれます。



主な内容

災害時の避難を確認しよう・・・ p2

災害時の避難を確認しよう

～これまでに経験したことのない大雨に備える～

近年、異常気象の影響により、全国各地で大規模な災害が発生しています。

本格的な出水期を迎え、今後の台風や大雨・暴風などに備えるため、行政が行う対策だけではなく、住民の皆さん一人ひとりや、地域の皆さんで協力し合って防災行動をとることが重要になります。

■避難指示への一本化と避難情報

災害対策基本法の改正により、町が発令する避難情報が、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3つに変わります。特に、レベル4では、これまでの避難勧告がなくなり、避難指示へ一本化され、危険な場所から全員避難する内容となりました。

町が発令する避難情報のほか、気象庁が発表する警戒レベルに相当する情報や、県が発信する河川水位や雨の情報（氾濫警戒情報や大雨警報など）、テレビやラジオなどで発信している情報も参考に自主的に早めの避難を行いましょう。

警戒レベル 4 避難指示で必ず避難

令和3年5月20日から

ひなんしじ

(避難勧告は廃止)

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
～<警戒レベル4までに必ず避難！>～			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ 避難指示 ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5 緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4 避難指示で
危険な場所から**全員避難**
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3 高齢者等避難で
危険な場所から**避難**
しましょう。



■ハザードマップの確認と避難行動

「自らの命は自ら守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。

町のホームページでも確認できますが、ハザードマップ（土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図）で自宅がある場所や周囲が災害の危険があるかどうかを確認することができます。

また、着色されていない場合でも周囲の環境を確認することも重要です。

町の避難情報やテレビ・ラジオなどの情報に注意し、危険な場所から避難するために、事前に自宅周囲や避難経路、最寄りの避難場所を確認しておく必要があります。

危険が迫る中で皆さんがとるべき行動を、日頃から確認しておきましょう。



避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、町からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として、**立退き避難**（自宅の外に避難）が必要です。

例外

浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全確保することも可能です）

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3 高齢者等避難が出たら、町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

警戒レベル4 避難指示が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4 避難指示が出たら、町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

■避難所での新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則です。

町で開設する避難所においても新型コロナウイルス感染症拡大防止に備え対策を行います。マスクや消毒液、体温計などはできるだけ自ら携帯してください。また、指定避難所では食糧や毛布などの備蓄品を用意していますが、各家庭でも災害に備えて、普段から非常食や防災グッズなどを準備しておくことも重要です。

問い合わせ

役場総務課 地域安全係 ☎75・8807(直通) 担当 綿貫正規

16～64歳の人へ接種券(クーポン券)を発送 接種の意向調査を開始します

現在、高齢者(65歳以上の人)の接種を実施しており、7月末までに2回の接種が終了予定です。続いて64歳以下の人の接種券を6月下旬から順次郵送しています。あわせて、予約の混乱を最小限にし、効果的な接種を行えるよう、接種の意向調査を実施します。

接種券配布対象者

町に住民登録のある16～64歳の人
※年代ごとに順次発送します。
※12～15歳の人には決まり次第発送します。

接種の手続き

接種券に同封されている「新型コロナウイルススワクチン接種意向調査」に、接種希望の有無などを記入して返送してください。
接種を希望した人には、後日、接種日時を通知します。

集団接種開始時期

8月以降の日程で調整中

集団接種会場

バイテック文化ホール体育館
六合体育館

※かかりつけ医など医療機関での個別接種を希望する人は、実施可能かどうかを、医療機関へ直接問い合わせてください。

※県が設置する**県中央ワクチン接種センター**でも接種が可能です。
県中央ワクチン接種センターでの接種を希望する人は、接種券に同封されているチラシを参照してください。

優先接種の対象

介護・福祉施設従事者を対象に開始します。今後、ワクチンの入荷状況にあわせて、保育分野従事者などにも実施していく予定です。

当日キャンセルの対応

当日、急なキャンセルが生じた場合、接種医による出張接種や優先接種対象者、接種会場従事者に接種を行っていく予定です。

問い合わせ

役場保健環境課 健康係(保健センター)

☎75・8833(直通)



■県営「県中央ワクチン接種センター」について

群馬県では、県全体のワクチン接種を加速化させるため、「県中央ワクチン接種センター」を開設しました。中之条町民(18歳以上)も予約・接種することができます。

所在地 Gメッセ群馬 展示ホール
(高崎市岩押町12-24、JR高崎駅東口徒歩15分)

接種対象者

満18歳以上の県民(モデルナ社製のワクチンを使用するため、17歳以下の人には接種できません。)

接種期間 6月21日(月)～9月30日(木)

予約方法

スマートフォンアプリLINEで予約できます。1回目の予約完了時に、自動的に2回目の予約(1回目接種から4週間後の同時刻)が入るしくみです。

詳しくは、県ホームページを確認してください。

問い合わせ

県コールセンター ☎0570・001・720
(受付時間9:00～20:30)

ひとり親世帯を支援するために

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します。
対象者
次のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、令和元年の収入額が児童扶養手当の対象水準である人
- ③令和3年4月分の児童扶養手当

を受給していない人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
給付額
児童1人につき5万円
手続き
①に該当する人は、令和3年5月の児童扶養手当定期払分にあわせてすでに支給されていますので、申請は不要です。
②、③に該当する人は申請が必要となります。
※申請方法の詳細については、問い合わせください。

申請期限 令和4年2月28日(月)
申請・問い合わせ
役場住民福祉課 福祉係
☎75・8818 (直通)
担当 奈良星海
支所六合振興課 住民福祉係
☎95・3111
担当 篠原千登世

8月1日からは新しい保険証

後期高齢者医療の保険証の更新

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証」が更新されます。新しい保険証は緑色の封筒に入れて7月中旬から下旬に郵送します。今までの保険証は、8月以降使えなくなりますので、役場に返還するか、自分で破棄してください。

問い合わせ
役場住民福祉課 年金係
☎75・8819 (直通)
担当 飯塚和子
支所六合振興課 住民福祉係
☎95・3111
担当 中澤やす子

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号及び 並びの印	群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番 電話番号 (027) 256-7171

新型コロナウイルス感染症の影響により 保険料(税)の納付が困難となった人へ

令和2・3年度の介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税 【納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日の保険料(税)】

以下の要件を満たす人は保険料(税)が減免になります。

☆対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の人
⇒ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、右記の(1)～(3)のすべてに該当する人
⇒ **一部減額**

保険料(税)が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、

- (1)令和3年の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2)令和2年の所得の合計額が1000万円以下であること。(後期高齢者医療保険料・国民健康保険税のみの要件)
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

申請受付 7月16日(金)～令和4年3月31日(木)

申請方法 必要書類を役場税務課へ提出してください(郵送可)。

- 必要書類**
- ・減免申請書・収入状況等申告書
(町ホームページからダウンロードできます。役場税務課にも用意してあります。)
 - ・令和3年1月から申請時点までの帳簿、給与明細など収入が分かる書類の写し
 - ・令和3年1月2日以降の転入者は、令和2年中の収入や所得の分かる書類の写し
 - ・主たる生計維持者が死亡、重篤な疾病を負った場合は、罹患したことが分かる書類(診断書など)
 - ・主たる生計維持者が事業の廃止、失業した場合は、それが分かる書類の写し
 - ・保険金、損害賠償等により補填される金額がある場合は、その書類の写し

申請・問い合わせ

役場税務課 保険税係・諸税係 ☎75・8809(直通) 担当 福田由香・安原崇弘
〒377-0494 中之条町大字中之条町1091

国民年金保険料免除の申請は毎年必要です

国民年金保険料を納めることが困難な場合には、所得審査などを受けることで、保険料が免除される制度や納付が猶予される制度があります。

保険料の免除、納付猶予の承認期間は、毎年6月で切れてしまいます。引き続き希望する場合は、忘れずに申請の手続きをしてください。

なお、コロナウイルス感染症の影響による減収の場合は、特例がありますので問い合わせください。

※一部継続申請の該当になっている人を除きます。

問い合わせ

役場住民福祉課 年金係 ☎75・8819(直通) 担当 唐澤ひなの
支所六合振興課 住民福祉係 ☎95・3111 担当 中澤やす子



役場住民福祉課 保険係
 75・8819 (直通) 担当 竹内芳如
 役場税務課 保険税係
 75・8809 (直通) 担当 福田由香

国民健康保険税のうち、一人あたりにかかる均等割と一世帯あたりにかかる平等割は、所得によって7割・5割・2割軽減されます。今回の改正により軽減基準額が拡充されます(表参照)。

令和3年度国民健康保険税の軽減基準額が改正されます

軽減基準額が拡充されます

表 国民健康保険税の軽減基準額の計算方法

7割軽減基準額	令和3年度	基礎控除額 (43万円) + $10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	令和2年度	基礎控除額 (33万円)
5割軽減基準額	令和3年度	基礎控除額 (43万円) + $28.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} ※) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	令和2年度	基礎控除額 (33万円) + $28.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} ※)$
2割軽減基準額	令和3年度	基礎控除額 (43万円) + $52\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} ※) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	令和2年度	基礎控除額 (33万円) + $52\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数} ※)$

—下線部は、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯のみ加算する。

※国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した人で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人。

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者へ

高額な外来診療や入院時の負担を減額する「認定証」の申請を

高額な外来診療を受ける場合や入院する場合、医療費や食事代が減額される制度があります。

費用を減額するには、申請によって「認定証」の交付を受ける必要があります。

対象者

- ①70歳未満の国民健康保険加入者
- ②70歳以上の国民健康保険および後期高齢者医療の加入者で住民税が非課税の世帯の人
- ③70歳以上の国民健康保険および後期高齢者医療の加入者で現役並み所得世帯の人

※それぞれの制度で世帯の捉え方が違います。

軽減内容

世帯の住民税課税状況に応じて、医療費の窓口負担額が限度額までに抑えられます。

さらに住民税が非課税の世帯の人は、入院時の食事代と、療養病床入院時の食費と居住費が減額されます。

※限度額や軽減額の詳細は、問い合わせください。

利用方法

役場住民福祉課保険係または支所六合振興課住

民福祉係へ申請し、「認定証」の交付を受け、医療機関へ提示してください。

申請に必要なもの

被保険者証、減額認定証 (更新の場合)

その他

現在交付されている認定証の有効期限は、7月末日です。国民健康保険加入者で、引き続き減額制度の適用を希望する人は、改めて申請が必要です。

後期高齢者医療制度加入者で引き続き該当する場合は、申請不要です。認定証は保険証と同封して郵送されます。

認定証が提示されず、保険適用分の自己負担額が上限を超えた場合は、後日、高額療養費として支給申請することができます。

申し込み・問い合わせ

役場住民福祉課 保険係

☎75・8819 (直通)

担当 山口智大

支所六合振興課 住民福祉係

☎95・3111

担当 篠原千登世

令和3年度から5年度まで

65歳以上の人の介護保険料が 改正されました

65歳以上の人の介護保険料は、介護保険事業計画の見直しにに応じて3年ごとに設定されます。

令和3年度から5年度の第8期介護保険事業計画では、介護保険サービス事業所に支払う介護報酬の改定、高齢化が進み介護保険のサービスを必要とする人の増加、65歳以上の人を支援する40歳から64歳までの人口減少が進んでいることなどを鑑みて設定しました。

第8期(令和3年度～5年度)介護保険料一覧 介護保険料基準額 63,600円 月額 5,300円

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者		
	世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.3	19,100円 (月額1,592円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.5	31,800円 (月額2,650円)
	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.7	44,600円 (月額3,717円)
第3段階	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.9	57,300円 (月額4,775円)
	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超	基準額 ×1.0	63,600円 (月額5,300円)
第4段階	住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	76,400円 (月額6,367円)
	住民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	82,700円 (月額6,892円)
第5段階	住民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	95,400円 (月額7,950円)
	住民税課税かつ合計所得金額が320万円以上	基準額 ×1.7	108,200円 (月額9,017円)

※第1段階～第3段階に該当する人の保険料額は、基準額から更に公費で減額されています。
※保険料は、年額を12月で除していますので、実際の納期ごとの保険料額は異なります。

問い合わせ
保険料の率について

役場 住民福祉課 介護保険係

☎ 75・8820 (直通)

保険料の額について

役場 税務課 諸税係

☎ 75・8809 (直通)

担当 安原崇弘

子育てモバイルサービス 「なかのん☆子育て応援サイト」

◆登録すると

- ・予防接種のスケジュールを作成することができます。子どもの生年月日にあわせて、自動で専用のオーダーメイドスケジュールを算出します。
- ・予防接種日が近づくとメールでお知らせします。
- ・乳幼児健診の結果が入力できます。
- ・町からののお知らせやイベントのメール配信などを情報提供します。



登録してね♪

<https://nakanonjo-town.city-hc.jp/>

※登録は無料です。

(通信費・パケット代は利用される方の負担となります。)

※このモバイルサービスは母子健康手帳の代わりにはなりません。予防接種や健診の際には必ず母子健康手帳を持参してください。

問い合わせ 役場保健環境課 健康係 (保健センター)

☎ 75・8833 (直通) 担当 小池ゆかり

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円

7月13日(火) 2種類同時発売!

発売期間 7/13(火)～8/13(金)

公益財団法人群馬県市町村振興協会

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

特典2 購入～受取までネットで完結!

他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ! **今すぐ会員登録!**



本件に関するお問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)
TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。



条件に該当する人は「負担限度額認定証」の申請をしてください

介護保険施設を利用した時の 食費・居住費を減額します

介護保険で施設サービスを利用する時は、介護サービスにかかった費用のほか、「食費」や「居住費」、「日用品費」などの負担が生じます。

このうち「食費」と「居住費」については、次の条件に該当する場合、「介護保険負担限度額認定証」を申請し、施設へ提示することによって減額されます。

認定の対象となる条件

- ・世帯全員の住民税が非課税であること

- ・預貯金などが、本人の収入などに応じた金額以下であること

(預貯金の金額や範囲は表1・表2参照)

※配偶者と世帯が分かれている人も、配偶者の所得が勘案されます。

※不正行為には、給付した額の返還に加え、給付額の最大2倍の加算金が課される場合があります。

※住民税が課税されている高齢夫

婦世帯などで世帯員の一人が施設入所したことにより、在宅で生活する世帯員が生計困難になる場合は、「食費」と「居住費」を減額できる制度があります。詳細については、問い合わせください。

申請方法

役場住民福祉課介護保険係または支所六合振興課に、介護保険証・通帳などの写しを持参し、申請してください。

認定証は申請月の1日から適用されます。申請内容の審査には、時間がかかる場合があります。

対象となる施設サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・短期入所（ショートステイ）

問い合わせ

役場住民福祉課 介護保険係

☎ 75・8820（直通）

担当 関 勇也

支所六合振興課 住民福祉係

☎ 95・3111

担当 篠原千登世

表1 預貯金の金額

	預貯金等の金額
生活保護受給者の人	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
老齢福祉年金受給者の人	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が120万円を超える人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※65歳未満の人は、前年の合計所得金額等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下。

※令和3年7月末までの申請は、前年の合計所得金額等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

表2 預貯金の範囲

種類	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し)※最新の状態で記載したもの
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

※生命保険/自動車/貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの)/その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)については対象外



令和4年度から見直し

選挙における投票区と投票所の見直しを行います

現在、町には26の投票区があります。近年、人口減少により、一部の投票区では有権者数が少なくなり、投票管理者や投票立会人の選任が困難な投票所も出ています。

また、投票所までの距離や大字ごとの設置状況には、不均衡がみられ、是正を図る必要があります。

さらに、期日前投票制度が創設されてから、期日前投票による投票者数の割合が全投票者の約5割にまで増加しています。

投票区を9か所に統合、遠隔地への配慮を検討

町選挙管理委員会では、町内すべての投票区を見直すとともに、千人未満の投票区の統合を図っていきます。

別表案のとおり、投票所を現行の26か所から9か所に統合することを考えています。

あわせて、遠隔地にあたる地域は、臨時バスの運行なども検討しています。

今回の見直し後、令和4年度から実施したいと考えています。皆様のご理解とご協力をお願いします。意見などありましたら、事務局までお問い合わせください。

問い合わせ

町選挙管理委員会事務局 役場総務課 地域安全係

☎75・8807 (直通) 担当 綿貫正規

投票所の統廃合案

※投票所は案であり、決定ではありません

投票区	行政区	投票所
1 中之条地区 (西中之条・中之条町)	1	中之条町役場
	3	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
2 中之条地区 (伊勢町)	18	中之条小学校体育館 または ツインプラザ
	2	
	4	
	4-2	
3 中之条地区 (西中之条・中之条町・折田)	5	体育センター または 社会福祉センター大会議室
	6	
	16	
	17	
	19	
	20	
4 中之条地区 (伊勢町・青山・市城)	21	伊勢町保育所
	22	
	23	
	1	
	2	
	2-2	
	3	
5 沢田地区 (山田・上沢渡・下沢渡)	4	旧沢田小学校
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
6 沢田地区 (下沢渡・四万・折田)	14	沢田体育館 (武道館)
	15	
	16	
	17	
	18	

投票区	行政区	投票所
7 伊参地区全域	1	イサマムラ
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
8 名久田地区全域	1	名久田体育館
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
9 六合地区全域	1	六合支所
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	

中之条ビエンナーレで飲食物を販売

中之条ビエンナーレ2021の

マルシェに出店する事業者を

募集します

9月11日(土)～10月11日(月)のビエンナーレの期間中に移動販売(キッチンカー)またはテントで飲食物を提供する事業者を募集します。それぞれ販売許可を持っている事業者に限ります。

条件

- ・メールで連絡がとれること
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底できること
- ・期間を通して出店できること
- ・平日に週2日以上出店できること
- ※土・日曜日、祝日のみの営業不可
- 費用
- ・出店料
- ・町内事業者 無料
- ・町外事業者 月1万円
- ・電源を使う場合は1口あたり月1000円(最大3口まで)
- 応募締切 7月16日(金)
- 申込方法
- 電話またはメールで中之条ビエ



☐ nakanojo.marche@gmail.com
担当 地域おこし協力隊 鈴木 麗

ンナーレ事務局まで申し込みください。
※事務局内で審査があります。
受付時間
平日9時～17時
申し込み・問い合わせ
中之条ビエンナーレ事務局(イサムラ内)
☎75・3320

マチを好きになるアプリ

マチイロ

行政情報アプリ

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!

1

役立つ行政情報を見逃さない!

2

自分に合わせた情報が届く!

3

いろいろなマチの魅力をお届け!

ダウンロードは下のQRコードから

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担となります。
※広告が表示されますが、町とは何ら関係ありません。

問い合わせ 役場企画政策課 広報係
☎75・8846(直通)
担当 村上尚輝

全国に商品をPRできます
群馬県優良県産品を募集します

「群馬県優良県産品」の制度は優良な県産品として推奨できる商品を決定し、全国へ紹介するものです。優良県産品になると、商品に「県優良推奨品シール」を添付し、PRすることができます。

対象
県内に事業の本拠を持つ製造者が、生産または主たる加工をした、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品など

推奨期間 令和4年4月～令和6年3月

審査基準
・食品表示法、その他の関係法令に適合しているか
・品質、価格、包装、表示方法などが適正か
・優良県産品として推奨するにふさわしいものか

申請期間 7月1日(木)～30日(金)

申請方法
県ホームページおよび県庁観光魅力創出課に用意してある申請書に必要事項を記入し、役場観光商工課に提出してください。
※すでに推奨を受けている商品も再申請する必要があります。

問い合わせ
県庁観光魅力創出課 ☎027・226・3386

申請
役場観光商工課 商工係 ☎26・7727(直通)
担当 萩原治長

『中之条町の文化財』を再版しました



町では、国・県・町指定などの文化財を紹介した冊子、『中之条町の文化財』をリニューアルしました。この冊子は、平成15年に刊行した同書に、旧六合村との合併により追加となった文化財を加えた増補版で、町文化財専門委員の協力により完成しました。

本書は、文化財を通して、町の豊かな歴史や自然、文化に触れることができる内容となっています。

編集・発行 町教育委員会

体裁 A4版・カラー・72ページ

価格 町民500円・町外者1000円

取扱所 博物館「ミュゼ」・ツインプラザ・六合支所

※閲覧も可能です

問い合わせ 教育委員会生涯学習課 文化財保護係
☎76・3111 担当 須崎幸夫

町民限定 町民プールオープン

開場期間 ①中之条町ふれあい町民プール
7月22日(木)～8月23日(月)

②六合ふれあい屋内町民プール
7月21日(水)～8月22日(日)

開場時間 ①10時～17時 ②10時～15時

入場料 小・中学生 100円

高校生以上 200円

幼児・見学者 無料

シーズン券 2,000円(小・中学生のみ)

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため、利用者を町民に限定して開場します。

問い合わせ

①中之条町ふれあい町民プール(開場時のみ)

☎75・2120

教育委員会生涯学習課

社会体育係(ツインプラザ内)

☎76・3111 担当 割田敏行

②六合ふれあい屋内町民プール(開場時のみ)

☎95・5177

支所生涯学習課

☎95・3111

担当 中沢芳宏



消費生活センターだより③

法人向け通信サービスにも関わらず消費者が勧誘されています!

法人向け契約には消費者保護ルールが適用されないため要注意!!

一般の消費者に法人向けのプランを勧めたり、高齢の元自営業者や小規模事業者に利用実態に合わないプランなどを勧める代理店があり、トラブルになっています。

【相談事例】

自営業を以前していたが、今はしていない。携帯電話会社の代理店が訪問してきて、スマートフォンが月2千円ほど利用できると勧誘されて契約した。契約書面はなかった。スマートフォンを使いこなせなかったため、携帯電話会社のショップに行き、解約を申し出ると、法人専用プランのため、ショップでは解約できないと言われた。また、解約の場合は解約料と高額な端末の代金を支払わなければならないことが分かった。(70歳代 男性)

【アドバイス】

規制のがれ・法律のすき間を狙う法人向け商法が存在します。

いかなる契約においても、勧誘の場ですぐに契約しない!

無料などの勧誘にまどわされることなく、契約内容や解約規約などの説明をよく聞き、ひとまずは保留にして検討しましょう。おかしいと思ったら、早めに相談しましょう。

一般消費者向けの電気通信サービス契約

勧誘業者が承諾を得ると、電気通信事業者には数日中に契約書面の交付が義務づけられています。

契約書面を受けとった日から8日以内であれば通信サービスのみを解約できる「初期契約解除制度」があります。ただし、一緒に販売された端末などの契約は解除されません。サービスの利用料、工事費用、事務手数料は契約に基づき支払う必要があります。端末契約やオプション契約などは特定消取引法によるクーリング・オフが適用できる場合があります。

法人向けの電気通信サービス契約

初期契約解除制度・特商法のクーリング・オフなど、消費者保護ルールは適用されません。口頭のやりとりだけでも契約が成立することがあり、契約書面交付義務はありません。

問い合わせ

吾妻郡消費生活センター ☎75・1166

全国共通消費者ホットライン ☎188(局番なし)

あなたの大切な遺言書を守ります

法務局における

自筆証書遺言書

保管制度のお知らせ

法務局では、昨年7月10日から自筆証書遺言書を預かる制度が始まっています。

遺言書を法務局に預けることで遺言書の改ざんや紛失が防げるうえ、相続発生後は家庭裁判所の検認手続も不要であり、遺言者や相続人にとって利便性の高い制度です。

この制度を利用する以外にも、これまでどおり自筆証書遺言書を自ら保管することももちろん、公正証書遺言制度を利用することも可能ですので、それぞれの特徴をふまえて利用を判断してください。

より詳しい情報は、法務省ホームページ「自筆証書遺言書保管制度」をご覧ください。

法務省ホームページには、他にも相続登記に関する情報があり、法務局ホームページでは「法定相続情報証明制度」などの情報も掲



遺言書ほかんガル

載されています。こちらもぜひご覧ください。

自筆証書遺言書保管制度



法定相続情報証明制度



問い合わせ

前橋地方法務局 中之条支局

☎75・3037

(法務局における手続きの案内は、すべて事前予約制です。)

問い合わせ

役場住民福祉課 福祉係

☎75・8818 (直通)

担当 唐澤つぎ子・今井俊哉



『東京オリンピック』

「オリンピック」



「東京」

両手2指を直角に伸ばし、親指の指先を向き合わせて2回上げる。



両手2指の輪の手を返してつなぐ動作を右へ3回行う。

犯罪や非行を防止し立ち直りを支える

社会を明るくする運動を

実施します

法務省主唱の第71回「社会を明るくする運動」の強調期間が7月1日から1か月間全国一斉に展開されます。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

「社会を明るくする運動中之条町推進委員会」では、次の5つに力を入れて取り組みます。

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動を、デジタルツールを活用するなどして広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- ② 犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ③ 保護司、更生保護女性会会員、

BBS(青年ボランティア団体)会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

- ④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、居住、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模を縮小して活動を行います。保護司会や更生保護女性会を中心に、地域の皆さんの協力により、広報活動・募金活動などに取り組んでいきます。

問い合わせ
社会福祉協議会

☎75・8839

アウトメディア推進委員会だより³⁹

「読書で充実した夏休みを過ごそう」

子どもたちは、もうすぐ楽しみにしている夏休みを迎えます。

本来ならば、様々なことを経験できる良い機会となるはずですが、新型コロナウイルス感染症防止のため、予定されていた行事などが行われず、家にいる時間が長くなることが予想されます。

家時間が長くなると心配されるのが、パソコンやゲーム機を使って遊ぶ時間が増えることです。健全な成長を阻害するだけでなく、犯罪被害の心配もあります。ネットやゲームなどのデジタル

ツールは、簡単に感覚だけで夢中になれることから、長い時間のめり込んでしまうこととなります。

その点、読書にはゲームには無いメリットがたくさんあります。

- ① 想像力が豊かになる
- ② 語彙が豊かになる
- ③ 知識が得られる
- ④ 心が穏やかになる
- ⑤ 表現力・読解力がつく

など、読書は子どもの成長にとっても効果的だと言えます。

ゲーム機やパソコンの遊びから少し距離を置き、この夏は、ぜひ読書の時間を増やしてみたいかかでしょうか。

問い合わせ 中之条町アウトメディア推進委員会事務局(教育委員会生涯学習課内)

☎76・3111 担当 安原 明



おめでとうございます 山田マンさん満100歳を迎えました

山田さんの若い頃は、庭の草むしりや、畑などの体を使う外作業が大好きでした。

長寿の秘訣は、「溜め込まない」とのことです。

山田マンさん（市城）大正10年5月27日生▷



町民ソフトテニスミックス大会 5月16日 小原崎テニスコート（敬称略）

優勝 中澤 稔 一場文江ペア
準優勝 山本 誠 柳沢よし江ペア
3位 小山大嗣 唐沢牧恵ペア

四万清流の湯 7月中「町民限定割引」を実施

より広く町民の皆さんに利用してもらえるように、期間限定で特別割引を行います。

期 間 7月1日（木）～31日（土）

割引内容 入浴時間（2時間） 1名200円

※通常：大人500円、子供300円

利用方法 左下の割引券を切り取って持参し、入館時に受付の係員に渡してください。

※割引券1枚につき、1家族が利用できます。

問い合わせ 四万清流の湯 ☎64・2610

営業時間 10時～21時

定休日 第4水曜日（7月28日）



四万清流の湯 露天風呂

「四万清流の湯」町民限定割引券
入浴料金1名様200円
(2時間・大人子供共通)
使用期限 令和3年7月1日(木)から
令和3年7月31日(土)まで
※この券1枚で、町民
1家族が入浴
できます。

情報



行政

役場窓口で キャッシュレス 決済を導入



役場窓口では、証明書などの発行手数料の支払いに「PayPay」によるキャッシュ

レス決済サービスが使えるようになりました。

窓口 住民福祉課、税務課
対象 戸籍、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書などの発行手数料

※他の窓口や公共施設においても順次導入予定です。

注意事項
・キャッシュレス決済では領収書が発行されません。納付の履歴はアプリの「利用明細」などで確認してください。

・決済手数料はかかりませんが、スマートフォンでのデータ通信料は利用者負担になります。

問い合わせ
役場会計課
☎75・8816 (直通)

新型コロナウイルス 感染予防による イベントの中止

イベント

- ①六合ふるさとまつり
- ②スパトレイル(四万to草津トレイルトリップツアー)

問い合わせ

①六合ふるさとまつり実行委員会事務局(支所六合振興課内)

課内)

☎95・3111 (直通)

②スパトレイル(四万to草津)実行委員会事務局(観光商工課内)
☎75・8848 (直通)

町過疎地域持続的 発展計画(素案)の パブリックコメントを 募集します

町では、4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、「中之条町過疎地域持続的発展計画」の策定作業を行っています。計画の策定にあたり、意見・提言を募集します。

募集期間 7月12日(月)～30日(金)

対象

- ・町内に在住、在学、または勤務する人
- ・町内に事業所を有するもので町に納税義務を有するもの

閲覧場所 役場企画政策課窓口、町ホームページ
提出方法 閲覧場所に用意してある様式に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で提出してください。

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

提出先・問い合わせ

役場企画政策課 企画調整係
☎75・8837 (直通)
担当 田村光規

✉kikakuseisaku@town.naka-nojo.gunma.jp

税務署からのお知らせ

7月12日(月)から中之条税務署へ申告書などを郵送する場合は送付先が変わります。また、税務署窓口での相談は、事前予約が必要です。電話による相談もできますので、出かける前に電話センターを利用してください。

【送付先】

郵便番号 371・8587
宛名 関東信越国税局業務センター前橋分室

※申告書などを郵送する場合は、郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

【電話による問い合わせ】

☎75・3355

①窓口相談の事前予約

自動音声案内が流れますので、「2」を選択し、窓口相談の事前予約であることを伝えてください。

■夏休み中の幼稚園を開放します

	図書貸し出し・図書コーナー開放			問い合わせ
	《日 時》	《日 時》	《内 容》	
中之条幼稚園	7月27日(火)・8月3日(火)・8月18日(水)・8月23日(月)は返却のみ8時30分～10時30分	7月27日(火)・8月23日(月)9時30分～11時30分	製作遊び・パネルシアター・リズム遊び・幼児教育相談 等	☎75・2428
沢田幼稚園	7月28日(水)～8月6日(金)(土・日曜日を除く)8月6日(金)は返却のみ9時30分～10時30分	7月28日(水)・8月4日(水)9時30分～11時30分 【予告】10月15日(金)10時～11時	夏祭り・読み聞かせ・紙芝居・パネルシアター・幼児教育相談 等	☎75・2007
六合こども園	実施予定なし(実施する場合は回覧で通知します)	実施予定なし(実施する場合は回覧で通知します)		☎80・7221

※保護者同伴でお出かけください。園児と未就園児が対象です。
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、日程など変更になる場合があります。

切りとり
「四万清流の湯」町民限定割引券
入浴料金1名様200円
(2時間・大人子供共通)
使用期限 令和3年7月31日(木)から
令和3年7月31日(土)まで
※この券1枚で、町民1家族が入浴できます。

②電話による相談

自動音声案内が流れますので、「1」を選択し、相談内容に応じた番号を選択すると電話相談センターにつながります。

問い合わせ

中之条税務署

☎75・3355(代)

音声案内「2」

職業訓練で再就職をサポートします

求職者支援制度は、月10万円の生活支援の給付金を受けながら無料の職業訓練が受講できます。修了後の就職活動もサポートします。

パソコン基礎・医療事務・介護関係などの知識を習得する職業訓練もあり、職業訓練に興味がある人を対象に毎月説明会も開催しています。

興味のある人は気軽に問い合わせください。

問い合わせ

ハローワーク中之条

☎75・2227

職員募集

中之条町職員採用試験

町では令和4年4月に採用

する職員を募集します。

採用予定人員

- *一般事務 若干名
- *一般事務(学芸員) 若干名
- *保育士・幼稚園教諭 若干名

受験資格

- *一般事務 昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で学校教育法による高等学校等を卒業している人、または令和4年3月に卒業見込みの人

*一般事務(学芸員)

- 昭和56年4月2日以降に生まれた人で学芸員の資格を有するか、令和4年3月までに取得見込みの人

*保育士・幼稚園教諭

- 昭和56年4月2日以降に生まれた人で保育士および幼稚園教諭の資格を有するか、令和4年3月までに取得見込みの人

試験日・内容

▽第一次試験 9月19日(日)

公務員としての職業生活への適応性についての適性検査および職員として必要な一般教養・知識・知能についての択一式筆記試験

▽第二次試験

10月下旬、11月上旬

面接試験・適性検査(二次試験合格者に通知します。)

会場 町役場2階会議室

申込方法 役場総務課に用意してある申込書または町ホームページ掲載の申込書に必要な事項を記入し、8月13日(金)までに申し込みください。

*土・日・曜日は除きます。
*受付時間は、8時30分から17時15分です。

*郵便申込は、簡易書留で8月13日(金)の消印有効。返信用に、簡易書留の長さ封筒を同封してください。

問い合わせ・申し込み

役場総務課行政係
☎75・8806(直通)
担当 黒石紀彦

道の駅霊山たけやま
会計年度任用職員

募集人員 駅長代理1名

雇用期間 8月2日(月)～令和4年3月31日(木)

勤務条件

8～11月：8時30分～17時15分
12～3月：8時30分～16時15分
週休2日(土・日曜日、祝日の勤務あり)、有給休暇、夏期休暇あり

業務内容 施設運営および従業員勤務管理全般

賃金 時給960円+通勤手当相当額+期末手当

*昇給制度あり。

申込方法 役場総務課に用意してある応募用紙に必要な事項を記入し、7月26日(月)までに農林課へ提出してください。

問い合わせ
役場農林課 土地改良係
☎75・8838(直通)
担当 林 直哉

中之条ビエンナーレ
会計年度任用職員

募集人員 5人

雇用期間 9月1日(水)～10月15日(金)

勤務時間

8時30分～17時15分

※週休2日

業務内容 芸術祭「中之条ビエンナーレ」の会場整備、作家対応、会場受付業務などの業務

賃金 時給860円+通勤手当相当額

申込方法

役場総務課に用意してある応募用紙に必要な事項を記入し、7月30日(金)までに観光商工課へ提出してください。

問い合わせ

役場観光商工課 観光地域

づくり係

☎75・8848(直通)

担当 山田真邦

伊勢町保育所保育士
会計年度任用職員

募集人員 1名

雇用期間 8月1日(日)～令和4年3月31日(木)

資格 保育士

勤務時間

- ①7時30分～16時15分
- ②8時30分～17時15分
- ③9時45分～18時30分

※月曜日～金曜日、①～③の時間で交代勤務

賃金 月額給料16万1000円+通勤手当+期末手当

申込方法 役場総務課に用意してある応募用紙に必要な事項を記入し、7月15日(木)までにこども未来課へ提出してください。

添付書類

保育士証の写し

問い合わせ

教育委員会こども未来課学校教育係
☎75・8850(直通)
担当 中村美沙

※応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

社会福祉協議会 職員募集



町社会福祉協議会では、令和4年4月に採用する職員を募集します。

採用予定人員

保健師または看護師 1名

受験資格

①または②のいずれかに該当し、かつ③と④の両方に該当する人

①保健師資格のある人、または令和3年度の国家試験で取得見込みの人

②地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（看護師は含まない）かつ、

高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する人

③昭和47年4月2日以降に生まれたる人

④普通自動車免許（AT可）を

有する人、または令和4年3月までに取得見込みの人
試験日・内容

▽第一次試験

8月22日（日）14時～

教養試験

▽第二次試験

9月下旬～10月上旬

面接試験（第一次試験合格者に通知します。）

会場 バイテック文化ホール 講座室

申込方法 町社会福祉協議会事務局に用意してある申込書

に必要事項を記入し、7月30日（金）までに申し込みください。

※土・日曜日、祝日は除きます。

※受付時間は、8時30分から17時15分です。

申し込み・問い合わせ

町社会福祉協議会事務局

☎75・8839

担当 田村 尚

自衛官等募集

【一般曹候補生】

受験資格 18歳以上33歳未満の者（令和4年3月末時点）

受付期限 9月6日（月）まで

試験日 1次試験9月17日

（金）～19日（日）の内、1日

日を指定されます。

【百衛官候補生】

受験資格 18歳以上33歳未満の者（令和4年3月末時点）

受付期間 年間を通して受付しています。

【航空学生】

受験資格

①航空 18歳以上21歳未満（高卒、高専3年次修了者）（見込含）

②海上 18歳以上23歳未満（高卒、高専3年次修了者）（見込含）

受付期限 9月9日（木）まで

試験日 1次試験9月20日（月）

【防衛医科大学看護科学生】

受験資格 18歳以上21歳未満（高卒、高専3年次修了者）（見込含）

受付期限 10月6日（水）まで

試験日 1次試験10月16日（土）

【防衛医科大学医学科学生】

受験資格 18歳以上21歳未満（高卒、高専3年次修了者）（見込含）

受付期限 10月13日（水）まで

試験日 1次試験10月23日（土）

【防衛大学校学生（一般）】

受験資格 18歳以上21歳未満（高卒、高専3年次修了者）

（見込含）

（見込含）

受付期限 10月27日（水）まで

試験日 1次試験11月6日（土）および7日（日）

申込方法 沼田地域事務所へ問い合わせください。

問い合わせ

自衛隊群馬地方協力隊沼田地域事務所

☎0278・23・4111

募集

転倒予防教室

吾妻地域リハビリテーション広域支援センター職員、栄養士、歯科衛生士が講師となり転ばない身体をつくるための転倒予防教室を実施します。

日時 8月30日（月）

9月8日（水）・13日（月）

・22日（水）

10時～11時30分

（受付9時45分～）

場所 町保健センター

定員 10名（先着順）

対象 4日間参加できる、介護認定を受けていない65歳

以上の人

※新型コロナウイルス感染症

予防のため定員を減らして

行います。

申込期間 7月12日（月）～

7月30日（金）

申し込み・問い合わせ

役場保健環境課 健康係（保健センター）

☎75・8833

担当 熊谷直人

催し

博物館「ミュゼ」企画展

「真田忍者展」

「上州を駆けた古今無双の勇士たち」

戦国時代に吾妻郡を支配した真田氏が、下剋上の乱世を生き延びたその裏に、「日本一の忍」といわれた吾妻衆真田忍者の隠された歴史がありました。今回は初公開の資料も展示し、その実像を解き明かす必見の企画展です。

期間 7月20日（火）～

12月19日（日）

入館料

町民 無料

町外者 大人 200円

子ども 100円

問い合わせ

歴史と民俗の博物館「ミュゼ」

☎75・1922

担当 高橋将史

スポーツ

第76回
町内対抗野球大会

期日 7月25日

8月1日・8日

(各日曜日)

会場 中之条球場

申込 監督会議に参加申込

書を提出してください。

【監督員会議】

日時 7月6日(火)

18時30分～

会場 役場大会議室
問い合わせ

町スポーツ協会野球部事務局
(役場農林課内)

☎75・8844(直通)

担当 宮崎毅一郎

第43回健康づくり
町民ゲートボール大会

町と健康づくり推進協議会

では、健康づくりと町民の親

睦を目的として、町民ゲート

ボール大会を開催します。

期日 9月29日(水)

会場 町民運動場(河川敷)

参加資格 町内在住の人

申込方法 申込書に必要事項

を記入し、7月26日(月)ま

で役場保健センターへ提出

してください。

※申込書は役場保健センター

または六合支所に用意して

あります。

申し込み・問い合わせ

保健環境課環境衛生係(保

健センター)

☎75-8834(直通)

担当 木暮駿希



安心メール配信

「防犯・防災情報」「生活関連情報」を携帯電話等にメール配信します。下のQR(キューアール)コードを読み込んで何も入力しない空メールを送り、案内に従って登録してください。QRコードが読み込めない場合は、ml.town_nakanojo@e-park.ne.jpにメールを送ってください。



問い合わせ 役場企画政策課広報係
☎75・8846(直通) 担当 村上尚輝

～わが町の文化財～

ふるさと
再発見
(306)

町指定史跡

あずまばし
吾孀橋



国道292号に主要地方道中之条草津線が合流する
小雨地区と生須地区間の白砂川に架けられています。
当初は明治34年(1901)に鉄道併用橋として、
渋川市と前橋方面を結ぶ国道17号の利根川上に坂東橋
として架橋されました。

坂東橋は橋長約221m、3連のトラス橋で、材料
は全てアメリカ産輸入鋼材です。

その後、新しい橋が建設されたので、旧橋は撤去さ
れましたが、再利用することで、桁2連が敷島橋(現、
渋川市、旧赤城村(旧子持村)に、1連が昭和36年
(1961)に吾孀橋(橋長69・1m、路面幅員3・
0m)として移設されました。譲り受けた3村で現在
残っているのが吾孀橋です。今も小雨地区、生須地区
を結ぶ道路鉄橋として保存されています(現在は一部
破損により通行不可)。

現存する道路鉄橋としては、県内最古のもので、構
造は、鉄骨を斜めに組み合わせてピンで結合するベン

シルバニア型鋼トラス橋です。

坂東橋時代のまま引き継がれており、床板を狭くし
て一車線にしてあるほかは原形をとどめており、当時
の技術水準をよく伝える貴重な近代化遺産として平成
18年度土木学会推奨土木遺産に認定されました。

この場所の橋は、喜坂峠越えの道が郡の東西を結ぶ
主要道であった時代、御公儀橋である小雨橋が架けら
れていました。当時は土橋で、2代目はつり橋でした。
大きな転機となったのが3代目となる鉄橋の吾孀橋の
架設で、喜坂峠を経て中之条と草津が自動車の通行が
できる道路で結ばれました。東武バスも運行され、多
くの人々に利用されました。4代目は100メートル
ほど上流に、朱色の鋼方杖ラーメン橋が建設されてい
ます。

静かな白砂溪谷にひっそりと明治から令和と百歳を
超えて余生を過ごす力強い姿に感動します。

文化財専門委員 山本今朝吉

美野原農業公園構想の事業を紹介します

中之条グローバルフードデザインコンペティション2021を開催します

中之条町は、多品目の農産物を生産している県内でも有数の地域です。

昨年、中之条産の農作物を活用した料理レシピコンテスト「中之条グローバルフードデザインコンペティション」を実施し、世界のシェフ・料理研究家から23作品の応募がありました。参加者はイギリス、フランス、アラブ首長国連邦、ザンビア、神戸、東京、地元2名など。今年も「中之条グローバルフードデザインコンペティション2021」を7月から募集開始する予定です。



調理師経験を活かし地域のシェフへ！ 綿貫久子さん(主婦)

仕事をやめてからは主婦をしていましたが、調理師の経験を活かし、コンテストに参加しました。世界のシェフたちと肩を並べてとても緊張しましたが、賞までいただき自分の世界が広がりました。



世界から見た中之条食材の魅力 ペトラさん(シェフ)

アラブ首長国連邦に住んでいます。コンテストでは、中之条の野菜とカリブの味を組み合わせ、素晴らしい味の融合を創出しました。町の魅力的な雰囲気と豊かな農業を、料理と文化を通して世界につなげたいです。

次世代を担う人材育成プログラム 中之条アカデミーがスタート

昨年は、コロナ禍のためオンライン開催し40名以上の若者が参加しました。「地域づくりや地域で活躍するために使える実学」を中心に、遠隔地の人も参加可能なオンライン研修も取り入れ実施していきます。地域づくりの基本を学べますので、地元の皆さんもぜひご参加ください。



若者が集まれる場所を作りたい！ 堀口結希乃さん(学生)

アカデミーに参加し、地域外の同年代の人と交流することで、自分の地域の良さを若者視点で見直すことができました。若い人たちが集まれる場所をつくるという夢をこれから実現していきたいです。



この事業は、地域整備総合財団 (ふるさと財団)の 2人の専門家が協力しています



外部専門家
(有)エムエムサービス代表
三好崇弘さん



地域再生マネージャー
(株)DMGフォース代表取締役
塚田佳満さん

「中之条フードラボ」を開設

様々な人が利用できるプロ仕様のキッチンを開設します。町の農産物を、宿泊・飲食などの食関連事業者に活用してもらうため、中之条ガーデンズ内の調理実習室を改修し、新たなレシピや加工品の開発を行う拠点となる施設として整備を行います。

ソーラーシェアリングの可能性を探ります

脱炭素社会の実現と遊休農地などの効果的な活用への取り組みとして、専門家の支援のもとソーラーシェアリングの可能性を探ります。

問い合わせ 役場農林課 農業係 ☎75・8844 担当 宮崎毅一郎

診療所だより

部屋の温度は何度ですか？

6月に入り、急激に暑い日が増えてきています。2021年の夏は猛暑となる予想もあるようです。毎年、診療所では皆さんに注意喚起していますが、今年も熱中症には十分注意してください。

高齢になってくると、気温の感覚が鈍くなってしまう。また、認知機能が低下してくると、季節にあった服装を選ぶのが難しくなってきます。そのため「真夏にも関わらず窓を締め切った暑い部屋の中で熱中症になってしまう」といった事案が発生してしまっています。

厚生労働省では、室内の温度は28℃以下を推奨しています。温度が35℃を超えてくると、扇風機だけでは熱中症予防には不十分な場合があります。自分の感覚だけではなく、室内に温度計を設置して「今、何度なのか？」を意識してみてください。

六合診療所 福地 達

7月 六合診療所 外来診療医師

	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	4
午前				(田代原)	福地	休診	休診
午後				(赤岩) 福地(要相談)	休診	休診	休診
	5	6	7	8	9	10	11
午前	福地	福地	休診	(小雨)	福地	休診	休診
午後	休診	福地	休診	(広池) 福地(要相談)	福地	休診	休診
	12	13	14	15	16	17	18
午前	福地	福地	休診	(赤岩)	福地	休診	休診
午後	福地	福地	休診	福地 (要相談)	福地	休診	休診
	19	20	21	22	23	24	25
午前	福地	福地	休診	休診	休診	休診	休診
午後	福地	福地	休診	休診	休診	休診	休診
	26	27	28	29	30	31	
午前	福地	福地	休診	(小雨)	福地	休診	
午後	福地	福地	休診	(湯久保) 福地(要相談)	福地	休診	

掲示板

- ・木曜日は出張診療
- ・午後診療時間
月・金 14:00~17:00
火・木 15:30~17:00
- ※木曜日の午後診療時間は要相談
(診療時間が前後するため受診前に連絡してください)

月に1度は、保険証の提示をお願いします。
住民健診の結果をお持ちの人は、持参してください。 ☎95・5711

7月 四万診療所 外来診療医師

	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	4
午前				不在	富田	休診	休診
午後				不在	不在	休診	休診
	5	6	7	8	9	10	11
午前	富田	富田	富田	不在	不在	休診	休診
午後	要連絡	不在	不在	不在	不在	休診	休診
	12	13	14	15	16	17	18
午前	富田	富田	富田	不在	富田	休診	休診
午後	要連絡	要連絡	要連絡	不在	不在	休診	休診
	19	20	21	22	23	24	25
午前	富田	富田	富田	休診	休診	休診	休診
午後	要連絡	要連絡	不在	休診	休診	休診	休診
	26	27	28	29	30	31	
午前	富田	富田	富田	不在	富田	休診	
午後	要連絡	要連絡	要連絡	不在	要連絡	休診	

掲示板

- ※発熱や体調不良で受診をする人
感染予防徹底のため、まず来院される前に電話でご連絡ください。受診方法などについて、ご相談させていただきます。
- ※午後の診療について
往診・予防接種・健診・予約診療等を行います。この時間帯は医師不在のことがありますので、診療所にお越しの前に必ずご連絡ください。

・診療日程は、変更になる場合があります。 ☎64・2136

窓口

広報等への掲載を
希望しない人は
届け出等の際、窓口で
その旨お話しください。

■人口と世帯(住民基本台帳による)

人口 15,366人 (1. -244)

男 7,528人 (-2. -95)

女 7,838人 (3. -149)

世帯数 6,727世帯 (2. -16)

()内 前:前月比 後:前年同月比
令和3年6月1日現在

※住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年8月1日現在から外国人を含んでいます。

お誕生はあひるにうまれながら (5月中旬の届出)

「お誕生欄」は印刷版の広報に掲載しています

おくやみ申し上げます (5月中旬の届出)

「おくやみ欄」は印刷版の広報に掲載しています

7月の当番医

4日(日) 内科 しまだ医院 (76)3435
布施医院 (88)2030
外科・夜間 日赤 (68)2711
休日開局薬局

11日(日) 内科 吾妻さくら病院 (75)3011
櫻井医院 (82)3999
外科・夜間 吾妻さくら病院 (75)3011
休日開局薬局 アイ薬局長野原店 (80)1151

18日(日) 内科 後藤医院 (75)2230
孺恋村診療所 (97)3020
外科・夜間 日赤 (68)2711
休日開局薬局 ウィン調剤薬局中之条店 (26)3591
ほほえみ薬局 (80)2220

22日(木) 内科 けんもち医院 (75)5155
草津こまくさ病院 (88)4321
外科・夜間 西吾妻福祉病院 (83)7111
休日開局薬局

23日(金) 内科 小池医院 (67)2030
長野原診療所 (85)2259
外科・夜間 西吾妻福祉病院 (83)7111
休日開局薬局

25日(日) 内科 吾妻脳外循環科 (68)5211
長生病院 (82)2188
外科・夜間 吾妻さくら病院 (75)3011
休日開局薬局

〈当番医受診上の注意〉

- ・診療時間は9時から17時です。できるだけ時間内に受診してください。それ以外の時間は、休日夜間当番病院で受診してください。
- ・急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮ください。
- ・在宅待機のため、原則として往診はしません。
- ・変更する場合がありますので、ご確認のうえ受診ください。
- ・専門外の疾患の場合は対応しかねることもありますのでご了承ください。

7月の行事



1 (木)			20 (火)	歴史と民俗の博物館「ミュゼ」 企画展「真田忍者展」(~12月19日) すくすく広場(10時15分~11時30分、六合保健センター)	
2 (金)			21 (水)	六合ふれあい屋内町民プールオープン(~8月22日) 2歳児歯科健診(受付:13時10分~13時20分) 2歳6か月児歯科健診(受付:13時20分~13時40分)	
3 (土)			22 (木)	海の日 中之条町ふれあい町民プールオープン (~8月23日)	
4 (日)			23 (金)	スポーツの日	
5 (月)			24 (土)		
6 (火)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (バイテック文化ホール)		25 (日)	町内対抗野球大会(中之条球場)	
7 (水)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (バイテック文化ホール)		26 (月)	両親学級(受付:9時15分~9時30分)	
8 (木)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (バイテック文化ホール)		27 (火)	胃がん検診・大腸がん検診 (受付:7時~9時、六合保健センター) 1歳6か月児健診(受付:13時10分~13時30分)	
9 (金)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (バイテック文化ホール)		28 (水)	ぶちくらぶ(10時~11時30分、 中之条町保健センター)…要予約	
10 (土)			29 (木)		
11 (日)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など(バイテック文化ホール)…要予約 胃がん検診・大腸がん検診(受付:7時~9時、バイテック文化ホール)…要予約 子宮頸がん検診・乳がん検診(受付:13時~14時、バイテック文化ホール)…要予約		30 (金)	4か月児健診(受付:13時10分~13時30分) 6か月児相談・BCG接種(受付:13時30分~13時40分)	
12 (月)	住民健診・結核・肺がん検診、 前立腺がん検診など (中之条町保健センター)		31 (土)		
13 (火)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (中之条町保健センター)		8月1日(日) 教習所休所日 8月2日(月) 公共料金納期限、バイテック文化ホール休館日、図書館休館日 8月5日(木) 博物館休館日 ※各種相談日の日程は、25ページ相談ガイドをご覧ください。		
14 (水)	住民健診・結核・肺がん検診、前立腺がん検診など (中之条町保健センター)			教習所の休所日 自動車教習所	☎75-2570
15 (木)	胃がん検診・大腸がん検診 (受付:7時~9時、六合活性化センター)			博物館の休館日 歴史と民俗の博物館「ミュゼ」	☎75-1922
16 (金)	子宮頸がん検診・乳がん検診 (受付:13時~14時、中之条町保健センター) 9~10か月児健診(受付:9時30分~9時40分)			バイテック文化ホールの休館日 バイテック文化ホール	☎75-5174
17 (土)				図書館の休館日 ツインプラザ図書館	☎76-3115
18 (日)			ご寄付ありがとうございました		
19 (月)			◇町へ ・金 50,000円 島村二三男様 ◇社会福祉協議会へ ・金 10,000円 島村二三男様		

相談ガイド

相談内容(相談員)	日 時	会 場	問い合わせ	
法律相談 毎月の無料法律相談 (町顧問弁護士)	7月8日(木) 13時~17時 (予約制、前日12時までに予約)	役場2階第1会議室	役場総務課法制係 ☎75-8806	
行政相談 (行政相談委員)	8月20日(金) 13時~15時			
消費生活相談 事業者との契約トラブル相談 (消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員)	平日 8時30分~16時	郡消費生活センター (バイテック文化ホール内)	郡消費生活センター ☎75-1166	
人権相談 常設人権相談 (人権擁護委員)	毎週木曜日 9時~16時 (祝日は除く)	前橋地方方法務局 中之条支局	前橋地方方法務局中之条支局 ☎75-3037	
年金相談 (社会保険労務士、年金事務所職員)	7月14日(水)9時30分~16時 (渋川年金事務所へ要予約)	役場2階第2会議室	渋川年金事務所 ☎22-1614	
なんでも福祉相談	平日 8時30分~16時	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会 ☎75-8851	
介護相談 (地域包括支援センター職員)	7月12日(月) 9時30分~11時、14時~16時	役場住民福祉課	町地域包括支援センター ☎75-8835	
	7月12日(月) 9時30分~11時	六合支所会議室	地域包括支援センター六合 ☎95-3041	
認知症の人と歩む会 (認知症の家族を介護する人同士の情報交換会)	7月15日(木) 13時30分~15時	中之条町保健センター	町地域包括支援センター ☎75-8835	
健康相談	健康相談 (保健師、栄養士)	毎週木曜日 9時~11時		
	母と子の健康相談 (保健師、栄養士)	毎週木曜日 13時~16時	中之条町保健センター (保健環境課健康係) ☎75-8833	
	のびっこ相談 (ことばの相談)	7月28日(水) 13時20分~(予約制)		
	こころの健康相談 (精神科医師・保健師)	7月8日(木) 14時~(予約制)	吾妻保健福祉事務所	吾妻保健福祉事務所 ☎75-3303

※健康診査と予防接種の日程は、24ページ7月の行事をご覧ください。

伝えたいふるさとの味 ⑬ 飯焼きもち

作り方

- ①ごはんに地粉・卵を少しずつ足しながら混ぜ、細かく切ったネギも加えてさらによく混ぜる。
- ②フライパンやほうろくで焼く。

ごはんが余った時のおこじはん*。

ご飯がもちり、外側は香ばしいあじわいです。

飯焼きもちも、えり焼き (R3年5月号で紹介) のように大きく焼いて切って食べることが多かったようです。

忙しい農作業の合間に作るおこじはんには、時間をかけられなかったのでしょう。

冷蔵庫があまり普及されていなかった頃は、余ったごはんをすいらせない (腐らせない) ため、めし焼き餅や焼きおにぎりなどが良く作られていました。

*「おこじはん」…昼食と夕食の間 (農作業の合間) に食べる腹持ちの良いおやつのことをいいます。

「こじゅうはん」という地域もあります。



材料 (6枚分)

ごはん…200g みそ…大さじ2
地粉…100g ネギ…1/4本
卵…1コ



サバーバ
Saba-ba
営業時間 11:00~17:00
定休日 木曜日
連絡先 ☎070・8371・4389

花と湯の町を
trip
nakanajo 旅しよう

サバーバ No.88 アジアン雑貨屋「Saba-ba」移転オープン!

ふるさと交流センターtsumujiの人気店、Saba-baがこの度、ちぎりいちのあい向かいに移転しました。タイやネパールで店主直々に仕入れたグッズは個性的で、お店に並ぶ品物のほとんどが一点もの。宝探しのような感覚でお買い物を楽しめます。

お子さま向けのかわいいファッション小物や、性別を問わない帽子は、隠れた人気商品。

ご家族やカップルで訪れても飽きません。

これからの時期のおすすめは、個性豊かなかごバックや、涼しげ素材のワンピースとのこと。新生Saba-baであなただけのお気に入りを見つけてみませんか。

※感染症対策へのご理解、ご協力をお願いいたします。



見学・体験ツアーの参加者を募集中!

問い合わせ 町観光協会 ☎75・8814 <https://tabinakanajo.com/> 旅なかのじょう

編集後記

バラの見頃を迎え中之条ガーデンズに行ってきました。バラの回廊は、歩くたびにバラの香りがふんわり漂い大人気でした。山の上庭園のエーデルワイス、チャップコミゴケ公園のレンゲツツジ、野反湖のシラネアオイやノゾリキスゲなど、初夏の中之条はお花に溢れています。見逃してしまった方は来年ぜひお出かけください。(T)

〔広報原稿の締切日〕 8月号は7月5日、9月号は8月4日です。



各行政区・幼小中学校への花苗配布

6月17、18日に行政区と各幼小中学校を対象に花苗の配布を行いました。

花苗の配布は、地域の環境美化に対する意識の向上と美しい花のまちづくりの促進、また、子どもからお年寄りまで一緒になって花苗を植えることによる地域住民同士の交流促進を目的に行っています。花苗づくりは、町だけでなく、吾妻中央高校にも協力を得て行っています。

花を愛でる